

○財務省告示第三百四十八号

環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第八号）第四条の規定による改正後の関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号。以下「新暫定法」という。）第七条の三第八項の規定に基づき、新暫定法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十一年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の我が国以外の締約国を原産地とするものに係る輸入数量につき、当該協定が当該締約国について効力を生ずる日間の期間に係るものに限る。以下同じ。）を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量を次のように告示する。

平成三十年十二月二十八日

財務大臣 麻生 太郎

- 一 新暫定法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年度の初日から平成三十年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる新暫定法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別 表第一の六の項名 | 輸 入 数 量 |
|----------------------|------------------|
| 一 | 〇トン |
| 二 | 六一トン |
| 三 | 一五トン |
| 四 | 二八、四一八トン |
| 五 | 九〇九トン |
| 六 | 二八トン |
| 七 | 九トン |
| 八 | 三一九トン |
| 九 | 三三、〇一三トン |
| 一〇 | 五、二八一トン |
| 一一 | 一二、二七〇トン |
| 一二 | 四八、八七五トン |
| 一三 | 三、六二四、一八二トン |
| 一四 | 八二七、九五四トン |

| | |
|------|-----------|
| 二九 | 一八〇トン |
| 二八 | 七・〇トン |
| 二七 | 七、四四一トン |
| 二六 | 二、四七二トン |
| 二五 | 〇トン |
| 二四 | 七五トン |
| 二三 | 三、七〇六トン |
| 二二 | 二〇五トン |
| 二一 | 二二、〇六一トン |
| 二〇 | 五二四トン |
| 一九 | 九一・一トン |
| 一八 | 九、五五八トン |
| 一七 | 七三、四六四トン |
| 一六 | 七、九三一トン |
| 一五 | 八二・一トン |
| 一四の二 | 三二九、三六二トン |

二 新暫定法別表第一の六に掲げる物品について、平成三十年年度の初日から平成三十年十一月三十日までのこれらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量から同年度の初日から同月三十日までの当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる新暫定法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ次の表の下欄に掲げる数量とする。

| 関税暫定措置法別表第一の六の項名 | 輸 入 数 量 |
|------------------|----------|
| 一 | 〇トン |
| 二 | 六一トン |
| 三 | 一四トン |
| 四 | 九、〇二一トン |
| 五 | 三八五トン |
| 六 | 二八トン |
| 七 | 九トン |
| 八 | 一四・一トン |
| 九 | 二五、四七四トン |

| | |
|------|-------------|
| 二四 | 七五トン |
| 二三 | 四八〇トン |
| 二二 | 二〇五トン |
| 二一 | 二二、〇六トン |
| 二〇 | 四九四トン |
| 一九 | 八六三トン |
| 一八 | 九、五五八トン |
| 一七 | 七三、四六四トン |
| 一六 | 七、九三二トン |
| 一五 | 四七二トン |
| 一四の二 | 三〇一、三八三トン |
| 一四 | 一五〇、三五六トン |
| 一三 | 一、九八一、一六三トン |
| 一二 | 三二、六九三トン |
| 一一 | 五、四二九トン |
| 一〇 | 三、〇〇〇トン |

| | |
|----|---------|
| 二九 | 一八〇トン |
| 二八 | 七・〇トン |
| 二七 | 一、六三二トン |
| 二六 | 四三三トン |
| 二五 | 〇トン |